

「山口県障害福祉サービス実施計画（第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画）」の概要

計画の策定に当たって

1 計画策定の背景

第4期計画の計画期間の終了及び改正児童福祉法により障害児福祉計画の策定が新たに義務づけられたことを踏まえ一体的に策定

2 計画の法的根拠

障害者総合支援法第89条第1項に基づく「障害福祉計画」及び改正児童福祉法第33条の22第1項に基づく「障害児福祉計画」

3 計画の基本理念

「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」

4 計画策定上の配慮点

- ① 障害者の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ② 市町を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④ 障害児の健やかな育成のための発達支援 など

5 計画の期間

平成30年度から平成32年度までの3年間

6 計画の達成状況の点検及び評価

「山口県障害者施策推進協議会」において点検・評価を実施

7 障害保健福祉圏域

8圏域を設定（保健医療圏域及び老人福祉圏域と同様）

第1章 成果目標（最終報告値）

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（市町計画値の積み上げ）

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ① H32年度末までに90人を地域移行(H28値:2,251人の4.0%)
- ② H32年度末までに入所者を50人削減(H28値:2,251人の2.2%)

2 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ① H32年度までに保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
- ② H32年度末の1年以上長期入院患者数を3,239人へ
- ③ H32年6月入院患者の3ヶ月時点の退院率を56%へ
(直近データはH28:48.6%)
- ④ H32年6月入院患者の6ヶ月時点の退院率を74%へ
(直近データはH28:73.0%)
- ⑤ H32年6月入院患者の1年時点の退院率を85%へ
(直近データはH28:84.2%)

3 地域生活支援拠点等[※]の整備

- ① 各市町（又は圏域）ごとに少なくとも1つ整備
※グループホーム（GH）等の居住支援機能を生かして、一人暮らしに向けた体験的宿泊や休日・夜間の相談等に緊急対応

4 福祉施設から一般就労への移行等

- ① H32年度中の一般就労者数を229人へ(H28値:176人の1.3倍)
- ② H32年度末の就労移行支援利用者数を325人へ(H28値:232人の1.4倍)
- ③ H32年度の就労移行率3割以上の就労移行支援事業所を事業所全体の53.4%へ(H28値:59.0%)
- ④ H32年度末の一年後の職場定着率を67.3%へ(新規)

5 障害児支援の提供体制の整備(新規)

H32年度末までに（①から③の目標）

- ① 各市町（又は圏域）毎に児童発達支援センターの設置
- ② 全ての市町で保育所等訪問支援を利用できる体制の確保
- ③ 各市町（又は圏域）毎に主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保
- ④ H30年度末までに、県、各圏域及び各市町において医療的ケア児支援のための協議の場の設置

第2章 障害福祉サービス等（最終報告値）

各年度の指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類毎の必要量の見込み（市町計画値の積み上げ）

1 指定障害福祉サービス（月平均利用人数）

サービス区分	H29 見込み	H32 見込み	伸び率等	
訪問系	1,570	1,773	12.9%	
日中活動系	8,734	9,988	14.4%	
居住系	自立生活援助	—	64	新サービス
	GH	1,292	1,497	15.9%
	入所	2,329	2,286	▲1.8%

2 指定相談支援（月平均利用人数）

支援の区分	H29 見込み	H32 見込み	伸び率等
計画・地域移行・地域定着計	1,802	2,023	12.2%

3 指定障害児支援（月平均利用人数）

サービス区分	H29 見込み	H32 見込み	伸び率等
通所支援	2,604	3,389	29.2%
訪問支援	—	26	新サービス
入所支援	92	105	14.1%
相談支援	565	782	38.4%

4 その他（発達障害・就労関係等）

- ① 福祉施設からの一般就労を支援する指標として、公共職業安定所へ誘導する利用者数などを見込む
- ② 発達障害者（児）に対する支援の指標として、発達障害者支援センターによる相談支援件数などを見込む
- ③ 子ども子育て支援のニーズを満たせるよう体制整備量を見込む

各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設の必要入所定員総数

- 障害者必要入所定員総数
H29: 2,225人 → H32: 2,225人 (現状維持)
- 障害児必要入所定員総数【福祉型・医療型計】
H29: 366人 → H32: 366人 (現状維持)

圏域ごとの指定障害福祉サービス等の種類毎の必要な見込量確保のための方策

- 全圏域共通の取組事項
- 圏域ごとの取組事項

指定障害福祉サービス等に従事する者の確保並びに資質の向上のために講ずる事項

- 地域生活支援事業を活用した人材養成
- サービス提供事業者への第三者評価の普及啓発等

第3章 地域生活支援事業

地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

- 1 専門性の高い相談支援事業
 - 発達障害者支援センター、高次脳機能障害支援センター、障害者就業・生活支援センター等を運営
- 2 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業
 - 盲ろう者通訳・介助員、手話通訳者、要約筆記者等を養成
- 3 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業、市町村相互間の連絡調整事業
 - 盲ろう者通訳・介助員、手話通訳者、要約筆記者等を派遣
- 4 広域的な支援事業
 - 各圏域ごとに相談支援体制整備のアドバイザーを配置
- 5 サービス・相談支援、指導者育成事業
 - 相談支援従事者、サービス管理責任者等の養成研修を実施
- 6 その他の日常生活支援、社会参加支援、権利擁護支援及び就業・就労支援の事業
 - スポーツ大会や芸術文化活動を支援